
◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(稲葉昭宏君) 日程第8、議案第37号 松崎町営宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第37号は、松崎町営宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

(企画観光課長 山本 公君 説明)

○議長(稲葉昭宏君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○9番(一瀬寿一君) 当然ですね。公営の宿ですから、当たり前といえば当たり前。

これが23年の時にも、この話が議会でも出ているわけですよね。ですから、遅いくらいだ と私は思っております。ですから、やっぱり一つの歯止めとして早くこういうことをやらな ければいけないなと、私は、そう思いました。

それで、一つだけお願いというか、注意というか、これは観光協会なんかも通して、チラシ、ビラというか、看板というか、当然まつざき荘の中でも館内にやはりそれなりの使用目的というか、そういった看板を取り付けてもらいたいなと、これは、いくら条例で決めたにしても、やはり言葉で言うのはなかなか大変だ。そういうことから、ひとつ看板とか、チラシとか、そういったものを作って、旅館・民宿、そういうところにもぜひ私は、観光協会を通じてでもいいですから、お願いをしたいなと、その辺はいかがでしょうか。

○企画観光課長(山本 公君) 水上バイクの関係につきましては、いろいろ議員の皆さんに もご心配いただきまして、23年に商工会、観光協会並びに漁協、町でご遠慮の看板を付けて 対応してきているところでございますけれども、なかなかご理解いただけないということ で、今回の改正ということになりました。

当然まつざき荘の館内におきましては、当然そういう入れ墨とかの表示をさせていただいたりとか、あるいは宿泊名簿におきまして、暴力団であるかないかのチェックをする項目を設けたりさせていただきたいと考えておりますし、当然まつざき荘だけではなく、町内の宿泊施設等の利用も考えられるわけですので、観光協会と連携して、そういう方の宿泊につい

ては、ご遠慮いただくというような形で周知をしてまいりたいと考えております。

合わせて、西伊豆とか近隣の市町の関係もありますので、そのあたりをまた警察の方ともいろいろ相談しながら、そういった形で表明していった中で、そういう方が来られないような形にできればなと考えております。

- ○9番(一瀬寿一君) もう一つですね。やはり担当者、支配人以下、担当者にやはり暴力団を怖がらない。勇気をもって、立ち向かっていただかないと・・、今までどうもそんな、なあなあ的なところも見えるようでした。その辺は、しかと今度は、こういう条例ができれば、一つの歯止めができるわけですから、しかとお断りをする勇気を持つ、この辺もぜひ担当の方へと申し出ていただきたいなというふうに思います。
- ○企画観光課長(山本 公君) 当然、まつざき荘の職員に対しましても、毅然とした対応を 取るようにというようなことで、お話はさせていただきます。

また、警察の方とも連携をした中で、そういったものの排除に努めてまいりたいと考えております。

- ○10番(鈴木源一郎君) この種の人たちが宿泊したという実績、疑いのある人が宿泊した という実績はどうですか。どんな具合ですか。今までの状況で。
- ○企画観光課長(山本 公君) 条例の改正の説明の中でもご説明をさせていただきましたけれども、水上バイクをやる特定の団体が年に数回まつざき荘を利用していると、その都度付近の住民の皆さんとのトラブルあるいは苦情がまつざき荘の方に入ったり、あるいは町の方に入ったりという状況でございます。

入れ墨についても、当然やっている方が入っておりまして、利用されているお客さんの中には、不安を覚える方があるということも事実でございまして、その意味から、今回改正をさせていただくということでございます。

- ○10番(鈴木源一郎君) 水上バイクは、私どもが夏、海に行きますと、やっているケースを見受ける場合があるんですけれども、これは、ほとんどがこういう暴力団に関わりのあるような部分、その疑いのあるような部分がやってくるというのが通例ですか。そうでないのもあるわけですか。
- ○企画観光課長(山本 公君) 暴力団であるか否かというところまでの判断はできておりませんけれども、ただ、ある特定の団体の方が参りまして、こちらの方の注意というんですかね。ご遠慮くださいというのにも関わらず、何度も利用されているということがありますので、そういうことの中で、今回やらせていただいたと、また、その団体の中には、入れ墨を

されている方もおります。ただ、それが暴力団であるか否かについては、警察の方に調べて いただいておりますけれども、まだ判明できておりません。

- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○7番(関 唯彦君) この条例・・、規則を作るのかどうなのかというのを一つ聞きたいのと、それから、このタトゥーのところでシール貼りも含むと、非常に厳しい内容になっています。ですので、その辺の・・、完全に暴力団ではなくて、ほんのちょっとの形で腕とかいろんなところにしている人たちもいると思うんですよね。暴力団関係じゃなくても。その人たちも完全に排除するみたいな形になっていますが、その辺の考えは、どこまで、どういうふうにしているのか。

それから、反社会的勢力というのは、どういうものなのかというのを聞かせていただけますか。その2点。

○企画観光課長(山本 公君) 暴力団については、利用は当然させません。入れ墨は、全員協議会の時にもいろいろお話があったわけですけれども、基本的には、大きい小さいはあるにしても、一応利用することはできないという中で対応させていただくしかないのかなと思います。

規則については、ございませんけれども、まつざき荘で判断が困らないような形の中で、 ある程度基準みたいなものは施設で設けさせていただきたいなと考えています。

それから、反社会的勢力の関係ですけれども、暴力団員並びに暴力団の準構成員ですとか、そういうものを含みますし、社会運動と標榜ゴロみたいな形のものですかね。そういったもの諸々を含むということでございます。あとは、暴力集団ということですか、暴力団まではいかないけれどもというようなことの中でのそういう方々も含むということでございます。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第37号 松崎町営宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- ○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
- ○議長(稲葉昭宏君) 暫時休憩します。

(午前 9時58分)